

展望デッキ利用規約

令和元年7月2日改正

“渚の駅” たてやま内にある展望デッキの貸出及び利用について、以下のとおり定める。

【貸出目的】

- (1) 渚の駅の魅力を向上しまたは発信することにより、観光振興や来館者の増加を図る。
- (2) 市民のサークル・団体等に対し、活動の場を提供する。

【貸出日時】

貸出時間 午前9時から午後9時

準備・片付け時間を含む。

貸出期間 1週間以内（準備、撤去期間を含みます。）

ただし、商業施設棟テナント事業者がその業務のために使用する場合のみ、協議の上、別途期間を決定するものとする。

年末年始（12月29日～1月3日）及び、施設の点検日など管理者が指定する日時を除く。

【利用対象者】

サークル活動やイベント等の実施を希望する法人、特定非営利活動法人、サークル、任意団体等

【貸出エリア】

商業施設棟2階前展望デッキスペース

【利用申請受付日】

利用日の3ヶ月前の同月1日より

【利用申請受付時間及び利用申請方法】

(1) 利用申請受付時間

月～金曜日 午前9時から午後5時15分（年末年始を除く）

(2) 利用申請方法

- ① 展望デッキ利用申請書に利用日時等必要事項を記入し、FAX 又は直接“渚の駅” たてやま観光みなと課まで申込むこと。
- ② 市は申請内容が適切ではないと判断した場合は、展望デッキの使用を認めないことがある。
- ③ 市は展望デッキ利用申請書の記載内容を確認のうえ、利用申込者に受付した旨をFAXにて返信する。
- ④ 当該返信をもって、予約成立とする。
- ⑤ 利用者は、返信された書類を使用当日に持参すること。

【利用上の注意】

利用者は、以下の利用上の注意を遵守しなければならない。

- (1) 利用時間には会場の準備、撤去等の時間を含む。
- (2) 発火・引火・爆発の恐れがある危険物を持ち込まないこと。
- (3) 火気は使用しないこと。
- (4) デッキの壁・扉・ガラスに掲示物を貼らないこと。
- (5) 利用後は速やかに原状に復し、後片付けを行い市担当者の点検を受けること。
- (6) ごみは持ち帰ること。
- (7) 電力を使用する際は申込み時に相談すること。(原則有料)
- (8) 必要機材・展示品等の搬入・搬出は、利用者の責任で行うこと。
- (9) 施設の利用に伴い、施設・付属設備・備品等を汚損、破壊もしくは紛失した場合は、速やかに担当者に連絡するとともに、利用者の責任においてその復旧を行うこと。
- (10) 展望デッキの収容人数は180名までとする。

【免責、損害賠償等】

- (1) 利用時において発生した物品の盗難・紛失及び市の管理上の責めに帰さない事故、利用者の義務不履行による事故等については、市は一切責任を負わない。
- (2) 利用者に起因する当施設への損害等については、利用者がその損害を賠償する。
- (3) 本利用規約は、予告なく変更する場合がある。

年 月 日

館山市長

様

展望デッキ利用申請書

下記のとおり展望デッキの利用について申請します。

申請者	フリガナ 団体名	
	フリガナ 代表者氏名	
	住所	
連絡先	フリガナ 担当者名	
	電話／F A X	電話： F A X：
利用目的		
利用内容		
イベント入場料	無料 ・ 有料 (円／人)	
利用期間	年 月 日 () 時から	
	年 月 日 () 時まで	
利用面積	m ²	
電力使用の有無	有り ・ 無し ※該当する方を○で囲んでください。	
搬入・設営日時	月 日 () 時から 時まで	
撤去・搬出日時	月 日 () 時から 時まで	
連絡事項等		

- ※本申請書の受領をもちまして、本契約となります。
- ※使用当日は、受付印のついた本書をお持ちください。
- ※利用時間は、午前9時から午後9時となります。
準備・片付けの時間を含みます。
- ※使用中の事故・ケガ等について、館山市は一切の責任を負いません。
- ※必要な機材の搬入・準備等は利用者の責任で行って下さい。
- ※その他、展望デッキ利用規約の記載事項を遵守して下さい。

受付印	※記入しないでください
-----	-------------